

# 日本経済新聞

2月27日

木曜日

発行所 日本経済新聞社  
 東京本社 ⑩(03)3270-0251  
 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7  
 大阪本社 ⑩(06)6943-7111  
 名古屋支社 ⑩(052)243-3311  
 西部支社 ⑩(092)473-3300  
 札幌支社 ⑩(011)281-3211

化学の力で  
 未来を今日にする

## ZEON

日本ゼオン株式会社

購読のお申し込み

☎ 0120-21-4946

<http://www.nikkei4946.com/>

日経電子版

<http://www.nikkei.com/>

お問い合わせ(7:00~21:00)

☎ 0120-24-2146

## 燃料・原料高、転嫁円滑に

経済産業省は下請けの中小企業が大企業への納入価格に燃料費や原材料費の値上がり分を転嫁できるよう支援する。下請法が定める指針に新たな規制を加え、大企業が電気代の値上がり分の価格転嫁を拒んだり、不当に安い仕入れを求めたりすることを禁じる。3月にも適用する。(解説5面に)

## 下請法に新指針 大企業の拒否禁止

自動車や繊維、鉄鋼、化学など14業種について下請法の指針を見直す。2007年に指針を導入してかきい場合は社名を公表する。これは大規模な改正は初めて。

中小企業が地方の経済産業局の立ち入り調査で違反を申告すれば、公正取引委員会が取引先の大企業に是正を勧告する。被害額が大きい場合は社名を公表する。

大企業が中小企業との当初の契約をほごにして安値での仕入れを続けた場合も下請法違反とする。中小企業は経産省が紹介する専門の検査官や弁護士に無料で相談できる。

## 中小の業績 下支え

### 下請法新指針 実効性カギに

政府が下請法の指針を見て地方景気の回復を後押しする。ただし、競争の激しい下請けの世界では、大企業との取引を失うことを恐れて不利な取引条件をのんでしまう中小企業も多い。指針の実効性は不透明な面がある。(1面参照)

電気代や原料費が上がっても、値上がり分を価格に転嫁しない中小企業は多い。増えた費用の負担をそのままかぶったり、他の部分でコストを削減したりしている。転嫁できないのは、大企業との取引を国内や海外のライバル企業に奪われることを恐れているためだ。大口の取引先を失えば、中小企業は倒産のリスクが一気に高まる。

取引先企業に注意を喚起する狙いだ。過度な価格競争を控えるよう企業に協力を求めた形だが、グローバル市場で競争する大企業の行動への影響力は見通しにくい。

日本経済新聞

2/27 第5面

日本経済新聞  
2/27 第1面